

島根県高等学校体育連盟主催大会における部員不足による複数校
合同チーム編成規定

島根県高等学校体育連盟
平成 17 年 11 月 25 日制定
令和 5 年 4 月 1 日改正

2 校以上の合同チームは、下記の条件で島根県高等学校体育連盟主催大会への参加を認める。
なお、本規定は少子化にともなう少人数の運動部に大会参加の機会を与えることを趣旨とするものであり、競技力向上及び勝利至上を第一の目的とする合同チームには適用されない。

記

- 1 合同チームとは、学校内に部活を持つ、複数の高等学校で編成した1つのチームであり、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- 2 学校単独では出場最低人数には足りず、チーム編成ができないとき、各高等学校の校長の判断により、合同でチームを編成することができる。ただし、競技力向上および勝利至上の趣旨でなく、合同チーム編成が適正であると認められた場合に限る。
- 3 合同チームの編成は、原則として個人種目のない団体競技において編成を認める。
- 4 合同チームは監督と各学校の引率教職員、または部活動指導員をつけ、計画的に合同の活動を行っている部に限る。
- 5 合同チームを編成する場合の出場最低人数や参加資格等大会参加基準等は、各専門部において決定する。
- 6 合同チームの大会参加の場合は、各高等学校より各校の校長が認める引率教職員、または部活動指導員をつける。
- 7 合同チームの参加を認める大会については、各専門部において決める。なお、以下の団体競技については県高校総体から参加し、全国高等学校総合体育大会への出場権を得た場合に限り、その参加を認める。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビーフットボール
ソフトボール・ホッケー（計 8 競技）
（特例）
前年度に合同チームで県高校総体に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により各専門部および県高体連会長に申請すること。ただし、条件によっては申請が認められない場合もある。
- 8 合同チーム名は該当校同士で協議し、各学校連名で表示する。
- 9 合同チームを編成する場合の手続。（※特例を除く）
 - ①合同チームを編成する学校長連名の上、合同チーム編成承認申請書を県高体連及び各専門部長に提出する。
※合同チーム編成承認申請書は、合同チームを編成するすべての校長の承認があること。
 - ②該当する各学校に県高体連より承認回答書を送付し、競技専門部へは県高体連より写しを送付する。